

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 違法な差押処分の取り消しを求める上告提起事件
国側当事者・国

令和4年2月8日却下・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年11月25日判決、本資料・
徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-29))

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年4月23日判決、本資料・徴
収関係判決令和3年判決分(順号2021-9))

決 定

上告人	有限会社X
同代表者取締役	A
被上告人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久

上記当事者間の当庁令和●●年(〇〇)第●●号違法な差押処分の取り消しを求める控訴事件につ
き、令和3年11月25日当裁判所が言い渡した判決に対する頭書上告提起事件について、当裁
判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、令和3年12月8日付け上告状には上告理由の記載がなく、民訴規則194
条所定の期間内に提出された令和4年1月19日付け上告理由書には、民訴法312条1項に定め
る「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」又は同条2項各号に掲げる
事由があることについての記載がないから、本件上告は、不適法でその不備を補正することができ
ないことが明らかである。

よって、同法316条1項1号に従い本件上告を却下することとし、上告費用の負担につき同法
67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

令和4年2月8日

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 三角 比呂

裁判官 作原 れい子

裁判官 品川 英基